

三重県議会の改革

会期等の見直し

定例会の招集回数、会期等を見直し
会期日数を増やして議会の機能を強化



(平成 19 年 12 月 20 日 「定例会の招集回数に関する条例」の改正を全会一致で可決)

平成 2 1 年 (2009 年) 1 月

平成 2 5 年 (2013 年) 4 月改訂

三 重 県 議 会

三重県議会

目 次

第一部 定例会を年4回制から年2回制に

1	はじめに	1
2	会期等の見直しの経緯	3
2-1	取組の背景	3
2-2	議事運営上の問題点・課題	3
3	見直しに係る調査・検討の経過	5
3-1	プロジェクトチームの設置	5
3-2	プロジェクトチームにおける調査・検討	5
3-3	知事との意見交換	6
3-4	県民からの意見募集	6
3-5	最終案のとりまとめ	7
4	会期等の見直しによるメリット・デメリット	8
5	会期等の見直しの概要	9
5-1	会期等の見直しに伴う諸規定の整備	9
5-2	会期等の見直しの概要	9
第1	定例会の招集回数及び会期	9
第2	本会議の運営方法等	9
第3	委員会の運営方法等	12
第4	本会議、委員会等の開催経費等	14
第5	議会と知事との協議	14
第6	事務局態勢の充実等	14
5-3	会期等の見直しに関する県民への広報	14
6	会期等の見直し後の状況と成果	15
6-1	平成20年～24年の状況	15
6-2	見直しによる成果	17
7	今後の課題等	18

第二部 定例会を年2回制から通年制に

1	はじめに	19
2	会期等のさらなる見直しの概要	
2-1	定例会の招集回数及び会期	21
2-2	本会議の運営方法等	25
2-3	委員会の運営方法等	27
2-4	本会議、委員会等の開催経費等	28
2-5	議会と知事との協議	28
3	通年議会の導入	29

※ 第一部「定例会を年4回制から年2回制に」は、会期等の見直しについて（検討結果報告書）（平成19年12月18日・会期に関する検討プロジェクトチーム）及び会期等の見直しに関する検証検討結果報告（平成22年4月21日・会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議）に基づき、第二部「定例会を年2回制から通年制に」は、会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（平成24年7月13日・会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議）に基づき作成しています。

第一部 定例会を年4回制から年2回制に

1 はじめに

地方分権時代に入り、民意の多様化、地方行政事務の拡大等に伴い、監視機能や政策立案機能など、議会の果たす役割が大きく期待されています。

これに伴い、実質的な議会の活動時間は年々長くなり、議員の活動領域も拡大しています。

しかしながら、現行制度上、議会は、閉会中の委員会での継続審査・調査を除き、会期中のみしか活動能力を持たないとされ、議員の身分も非常勤職に近いといわれる特別職の地方公務員とされたままとなっています。

一方、従来から、地方議会の運営に当たっては、短期間で能率的審査を行うことが理想とされ、限られた日数を有効に使って議会を運営していくことが求められてきました。

このため、ここ50年余り、定例会の招集回数はほとんどの地方議会で年4回が定着し、招集時期、会期日数、質疑・質問、委員会審査、休会等の日程も先例でほぼ固定されてきており、案件に応じた弾力的な対応が困難な状況にあります。

分権時代における地方議会の運営は、こうした従来からの固定化された会議の開催回数や会期日数にとられるのではなく、それぞれの地方公共団体の実情に応じた自主的な運用により、その機能を果たしていくことが必要となっています。

このような議会運営の改革は、単なる議事運営や議会と執行機関との関係にとどまらず、議員間討議等による議会の活性化や開かれた議会に向けた住民の参加機会の拡大にもつながっていくものと考えられます。

三重県議会では、このような考え方のもと、平成19年6月に議会改革推進会議に「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、12月まで11回にわたり、定例会の招集回数、会期日数等の見直しについて調査、検討を重ねました。

その検討結果をもとに、平成19年12月に定例会の招集回数に関する条例を改正して平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改めるとともに、会期日数を大幅に増やし、弾力的、効率的な議事運営によって議会の機能強化を図ることとしました。

また、改正から2年が経過した平成21年12月には、議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、2年間の成果と課題について検証検討を行った結果、議案に関する質疑の実施方法等について、さらなる改善策を講ずるとともに、議員任期満了年の定例会招集回数を3回とすることとしました。

2 会期等の見直しの経緯

2-1 取組の背景

三重県議会では、平成7年以来、様々な議会改革に取り組み、地方分権一括法施行後の平成14年3月には、「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を全会一致で議決し、「分権時代を先導する議会をめざして」を基本理念として、さらなる議会改革に積極的に取り組んできました。

また、平成14年4月に設置した「二元代表制における議会の在り方検討会」（設置時の名称は「政策推進システム対応検討会」）においては、平成17年3月にとりまとめた最終検討結果報告で、「現行の定例会の招集回数や会期日数について検討を加え、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図る」旨の提言を行いました。

さらに、平成18年12月には、二元代表制の下での議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定める三重県議会基本条例を制定し、監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るための積極的な議員相互の討議や、県民の意向を議会活動に反映するための県民の参画機会の確保に努めることを規定しました。

2-2 議事運営上の問題点・課題

三重県議会の平成18年の年間会期日数は106日で、都道府県議会では神奈川県議会の108日に次ぐ長さでしたが、議事運営上、次のような問題点や課題がありました。

- ① 現行の限られた会期日数の中では、十分な審議時間が確保されておらず、特に実質1日間の常任委員会の審議では、知事提出の議案を審査して議決するのが精一杯で、委員会で討議して議案を発議したり修正していくことが難しい。
- ② 参考人の招致や公聴会の開催など、県民や学識経験者等の意見を議会の審議に反映するための制度が十分活用されていない。
- ③ 議員間討議により、議会から条例案等の政策立案、積極的な政策提言などを行っていかうとすると、現状の年4回の定例会の会期では時間が足りない。
- ④ 議案に関する質疑の時間が十分に確保されていない。
- ⑤ 毎年度必ず行わなければならない決算の審査、予算の調査等が、閉会中の付託委員会の継続審査・調査として行われている。
- ⑥ 閉会中には、重要な議案であっても知事が専決処分しているものがあり、議会のチェック機能が働いていない。
- ⑦ 閉会中にも、特別委員会、検討会等が多く開かれ、多数の議員が登庁している。

このような問題点や課題を解決していくためには、現行の定例会の招集回数や会期日数等について見直しを行い、議事運営方法を改善していく必要がありました。

3 **見直しに係る調査・検討の経過**

3-1 **プロジェクトチームの設置**

議会基本条例制定後の議会改革の取組として、議員改選後の平成19年5月31日の代表者会議において、定例会の招集回数、会期日数等について見直しを行うことを決定し、6月29日に三重県議会議会改革推進会議（全議員で構成）内に委員10人で構成する「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して調査、検討を行うこととなりました。

3-2 **プロジェクトチームにおける調査・検討**

プロジェクト会議では、定例会と臨時会、会期等に関する現行制度、全国の地方議会、国会の状況、会期等の見直しによるメリット、デメリット等について調査を行った後、会期等の見直しの必要性について委員間で討議を行いました。

その結果、議会の機能を強化するためには、会期等について見直し、会期日数を増やすことが必要であるというコンセンサスを得て、具体的な検討作業に入りました。

会期日数を増やす場合、定例会の招集回数と会期の設定については、様々な組み合わせを考えました。

このため、プロジェクト会議での検討のたたき台となる「正副座長試案」として、見直しに当たっての基本的な考え方を示すとともに、定例会の招集回数及び会期について3回案と1回案の2案を提示し、併せて、会期等の見直しに伴う本会議・委員会の運営方法、開催経費等についての見直し案も提示しました。

この正副座長試案をもとに、会期等の見直し案について具体的な検討を重ねました。

見直しに当たっては、正副座長試案で示された

- ① 議会の機能を強化するものとなること
- ② 県民サービスの向上につながること
- ③ 経費の大きな増加とならないこと

の3点を基本的な考え方として検討を進めることになりました。

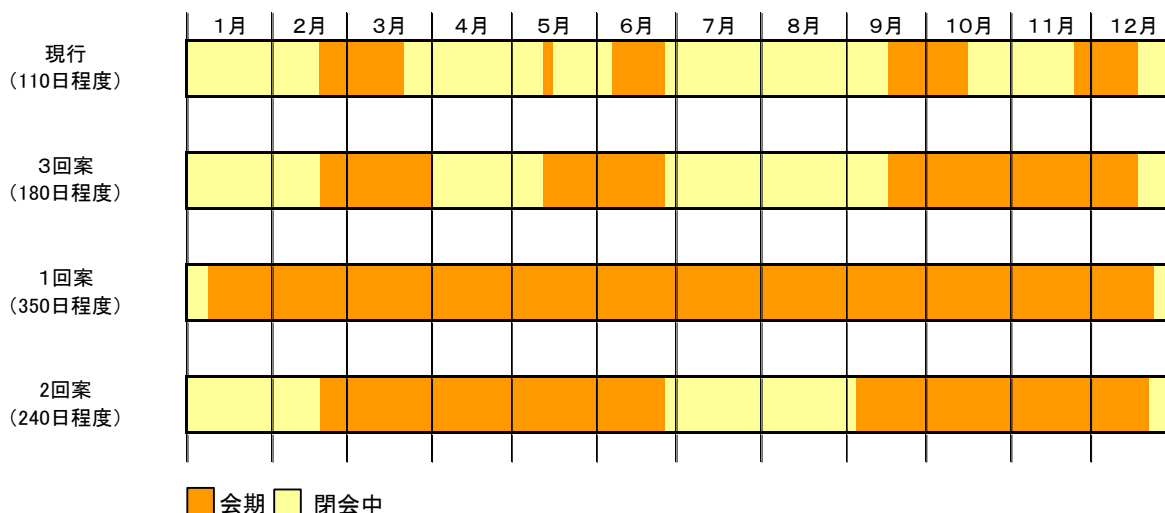
また、定例会の招集回数及び会期については、年3回案と年1回案に意見が分かれたため、委員間で議論を重ね、協議を行った結果、最終的には両案のメリットを活かした年2回とする案に意見の集約を行いました。

なお、委員からは、会期が長くなり閉会期間が短くなると地域住民の意見を聴く機会など地域での議員活動の時間が少なくなるのではないかという意見もありましたが、委員会等の開催がない休会期間などを活用すれば議員活動を行うことができると

いうことで理解を得ました。

このような検討経過を経て、10月16日に開催した第7回プロジェクト会議で中間案をとりまとめ、同月19日の議会改革推進会議総会で全議員に説明を行い、中間案を公表しました。

定例会の招集回数・会期の設定案



3-3 知事との意見交換

中間案を検討する過程で、招集権を持つ知事からは、会期日数が増えることに伴い議会対応に当たる執行部職員の行政能率や議会関係経費にも影響を及ぼすことから、議会対応の簡素・効率化や経費の抑制等に配慮願いたい旨の意見が示されました。

このため、11月2日、中間案及び知事から申入れがあった協議事項について、議会と知事との意見交換会を行い、プロジェクトチームから、執行部説明員の出席を求める範囲を必要最小限とすることや費用弁償の支給対象を一部見直すことなどを検討している旨を説明し、知事の理解を求めました。

3-4 県民からの意見募集

最終案の検討と並行して、11月1日から12月7日にかけて、議会ホームページで中間案に対する県民からの意見募集（パブリックコメント）を行いました。

寄せられた意見には、このような取組について県民への広報を強化して欲しいという意見や、会期日数の増加によって執行部職員の議会対応が増え県民へのサービスが低下し、議会経費も増大するのではないかという意見がありました。

3-5 最終案のとりまとめ

プロジェクト会議では、中間案をもとに、本会議、委員会等の具体的な運営方法についてさらに詳細な検討を行うとともに、知事からの申入れや県民からの意見も踏まえながら、最終案のとりまとめ作業を行いました。

12月11日に開催した第11回プロジェクト会議で最終案として検討結果報告をとりまとめ、同月18日の議会改革推進会議総会で全議員に説明を行い、翌19日の代表者会議で最終的に了承した後、公表しました。

会期等の見直しについての概要

見直しに当たっての基本的な考え方

議会の機能を強化
するものとなること

県民サービスの向上
につながること

経費の大きな増加と
ならないこと

見直し項目の主な内容

(1) 定例会の回数及び会期

招集回数を年4回から年2回に改め、年間総会期日数を増やす。

(2) 本会議の運営方法等

「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離する。

(3) 委員会の運営方法等

常任委員会開催日数を増やし、参考人招致や公聴会の開催など、議案・請願等の内容に応じた的確な審査・調査を行う。

(4) 本会議・委員会等の開催経費等

登庁等に係る費用弁償の一部を支給対象としない。

4 会期等の見直しによるメリット・デメリット

定例会の回数を減らし、会期日数を増やす場合、次のようなメリット、デメリットが考えられます。

○ メリット

- (1) 開会中の期間が長くなり、機動的、弾力的な議会運営が可能となる
 - ① 招集手続を経ずに議長の権限で随時に本会議を開催することができ、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、臨時会を招集しなくても速やかに対応することができる。
 - ② 随時に委員会の所管事項調査ができ、時機を逸せずに詳細な調査が可能となり、委員会活動を充実させることができる。
 - ③ 知事の専決処分が少なくなり、議会で審議できる事件が多くなる。
- (2) 審議期間を十分に確保することができる
 - ① 一般質問だけでなく、上程議案に関する質疑の機会を設けることができる。
 - ② 委員会の開催回数を多くするなど、議員間討議の機会を増やすことにより、議案の修正や議提議案の提出などの政策立案、政策提言等を行うことができる。
 - ③ 委員会において、利害関係人や学識経験者等から意見を聴取する参考人制度の活用や、手続に時間を要する公聴会制度を活用して県民等の意見を聴くことが容易になる。
- (3) 議案等の提出、受理等を行える期間が長くなる
 - ① 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。
 - ② 意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。

○ デメリット

- (1) 本会議、委員会等の開催回数が増える
 - ① 本会議、委員会等の開催回数が増え、開催経費が増加する。
 - ② 議事予定にない急遽の開催の場合、定足数に達せず流会となるおそれがある。
 - ③ 議会対応に当たる執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 会期日数が増え、閉会中の期間が短くなる
 - ① 地域での議員活動等の時間が少なくなる。
 - ② 執行部の行事予定が立てにくくなるおそれがある。
- (3) 定例会の回数が少なくなる
 - ① 一事不再議の原則（会議規則第16条）により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
 - ② 定例会の節目が少なくなり、めり張りや緊張感がなくなるおそれがある。

5 会期等の見直しの概要

5-1 会期等の見直しに伴う諸規定の整備

平成 19 年 12 月 19 日の代表者会議での会期等の見直しに関する検討結果報告の了承を受け、翌 20 日、会期に関する検討プロジェクトチーム委員 9 人の議員発議により、平成 20 年 1 月から定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改める「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を提出し、同日、全会一致をもって可決しました。

また、平成 20 年 2 月 19 日には、「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」、「議案・意見書等の取扱いについての議会運営委員会の申合せ事項」、「請願（陳情）の提出要領」等の諸規定について、所要の改正を行いました。

5-2 会期等の見直しの概要

会期等の見直しの概要は、次のとおりです。

第 1 定例会の招集回数及び会期

平成 20 年から、定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。

第 1 回定例会 2 月中旬から 6 月下旬まで（会期日数 130 日程度）

第 2 回定例会 9 月上旬から 12 月中旬まで（会期日数 110 日程度）

（年間総会期日数 240 日程度）

（平成 22 年 6 月の条例改正により、議員任期満了の年（平成 23 年）については、定例会の招集回数を年 3 回にすることとしました。）

第 2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

定例会の招集日については、招集権が知事にあるため、事前に十分協議、調整を行う。また、招集後の議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行部の説明を求める本会議の開催日については、議会、執行部双方の行事予定を考慮して日程調整を行う。

2 質疑と質問の分離

質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも議案を随時に提出できるよう、従来、毎定例会で行っている「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離する。

3 議案に関する質疑の方法

「議案に関する質疑」は、議案の上程、提出者の説明、議案聴取会での説明の後、次のように行う。

- (1) 定例会開会日等（年2回の定例会開会日並びに6月及び11月の定例会年4回制時の開会日に相当する日をいう。以下同じ。）に合わせて提出される議案（以下「開会日等提出議案」という。）については、一般質問（関連質問を含む）終了後に質疑を行い、その後に委員会付託を行う。（平成22年6月から、一般質問実施前に質疑を行い、速やかに委員会付託を行うように変更）
- (2) 開会日等提出議案に関する質疑は、一般質問を行わない議員のみに認める。（平成21年11月から、すべての議員に認めるように変更）
- (3) 一般質問終了後に追加して提出される議案や休会中に提出される議案など、定例会開会日等以外の時期に提出される議案（以下「随時提出議案」という。）については、提案説明後又は議案聴取会終了後に質疑を行い、その後に委員会付託を行う。
- (4) 事前に議会運営委員会で質疑者の調整等を諮ることができるよう、質疑に係る発言通告書は、質疑日の前々日までに提出する。
- (5) 質疑方法は、発言通告時に一括、分割又は一問一答のいずれかの方式を選択する。
- (6) 質疑は、議員発言用演壇で、答弁は、自席でそれぞれ行う。
- (7) 質疑時間、順序については、その都度、議会運営委員会で協議し、決定する。（平成22年6月から、質疑時間は、答弁を含めて1人15分程度とすることに變更）

4 県政に対する質問の方法

「県政に対する質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、概ね従来どおりとする。なお、「県政に対する質問」のテレビ実況中継の枠取りが必要となることから、従前どおり事前に年間議事予定案を作成する。

代表質問 年2回（2月、9月、議員改選時は直後も実施）
5人以上の会派の代表者
質問時間（答弁、再質問含む）1人70分程度

- 一般質問 年4回（2月、6月、9月、11月）
1日当たりの質問者数は概ね4人（正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に各会派に配分）
質問時間（答弁、再質問含む）1人60分程度

5 議案、請願等審査の方法

議案、請願等の取扱い、審査方法等について見直しを行い、急施を要する議案、請願等や議論の少ない議案等については先議を行うなど、より柔軟な運営を行う。

また、請願・陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけとせず、定例会開会日等として、現行と同様の年4回を維持する。

6 出席を求める説明員の範囲

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のような見直しを行う。

(1) 議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。

また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議会の構成に関する事項の審議時は議員だけで審議を行い、議案等の審議時にのみ説明員の出席を求めて審議を行う。

(2) 随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事、出納長並びに総務部及び所管部局関係職員のみに限るものとする。（平成20年4月から、出納長の廃止及び副知事定数の増加に伴い、「副知事、出納長」を「両副知事」に変更。平成24年4月から、危機管理統括監を追加）

(3) 各部局副部長及び総括室長については、説明員として出席を求めないこととするが、答弁を行う部局長等を補佐する必要があると認められる場合に限り出席を求めるものとする。（平成22年6月から、すべて出席を求めないこととし、これに代えて「執行部連絡員」の入室を認めることに変更）

7 議会への提出資料について

執行部から提出される議会提出資料については、記載内容の改善・簡素化等の観点から見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れる。

8 休会日における執行部の対応について

会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会对応については、委員会等開催日を除く休会日にあつては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。

9 会議録の調製について

会期が長くなることにより、会議録の調製、配付の時期が遅くなることから、2月及び9月に行われる一般質問等の記録については、閉会後に会議録を調製、配付するまでの間、議会ホームページに暫定版として掲載し、閉会後、調製した会議録に基づき、改めて会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

常任委員会及び特別委員会の運営については、毎年5月の委員改選後に、向う1年間の年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容について、委員間で協議して作成する。

2 所管事項概要説明

従前、役員改選を行う臨時会（5月）と第2回定例会の間の閉会期間中に各部局から行っていた「正副委員長勉強会」に替え、委員会を開催し、委員全員に所管事項全般についての概要説明を行う。

(1) 所管事項概要説明を行う行政部門別常任委員会は、1委員会当たり2日間（1日1部局）とする。（平成22年5月から、1日2部局に変更）

(2) 所管事項概要説明の後、当該委員会の年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容等、年間活動計画について委員間で協議する。

3 常任委員会開催日数の増加

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会をいう。以下同じ。）の議案審査及び所管事項調査の開催日数は、余裕を持った日程とするため、1委員会当たり現行の1日間を2日間として部局別に分けて行い、3委員会を同日開催とし、予備日を2日間設ける。（平成22年6月から、予備日1日目を常任委員会予備日、2日目を委員会等予備日に変更）

- 1 日目 A・B・C 常任委員会①
- 2 日目 D・E・F 常任委員会①
- 3 日目 A・B・C 常任委員会②
- 4 日目 D・E・F 常任委員会②
- 5 日目 常任委員会予備日
- 6 日目 委員会等予備日

4 常任委員会等の審査・調査の方法

会期中の常任委員会の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害にかかわる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

- (1) 委員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行う。

① 議案の審査

議案聴取会での提案理由等の説明に加え、重要な議案については、議案を付託された委員会においても、必要に応じ再度細部にわたる説明を求める。

また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由を議論するなど、委員会において工夫する。

② 請願の審査

請願の採択、不採択等の採決に当たっても、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

③ 所管事項の調査

所管事項の質疑応答が終了し、執行部が退席した後に、委員間討議の時間設定を行う。

- (2) 公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

5 出席を求める説明員の範囲

委員会において出席を求める執行部説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ、必要最小限とするよう執行部に申し入れる。

6 委員会の県内・県外調査

閉会期間が短くなることから、従来、閉会中において実施していた県内・県外調査については、会期中においても実施する。

また、行政部門別常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することに改める。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。(平成22年6月から、予算決算常任委員会理事会を支給対象に変更)

第5 議会と知事との協議

知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。

その際の議会側の出席者については、その都度、議長が決定するものとする。

第6 事務局態勢の充実等

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、職員配置等の見直しを行う。

5-3 会期等の見直しに関する県民への広報

会期等の見直しについて県民の理解を得るために、議会ホームページや平成19年11月20日及び平成20年1月20日に発行した「みえ県議会だより」、同年1月4日に発行した「みえ県議会新聞」に見直しの概要を掲載するなどの広報に努めました。

6 会期等の見直し後の状況と成果

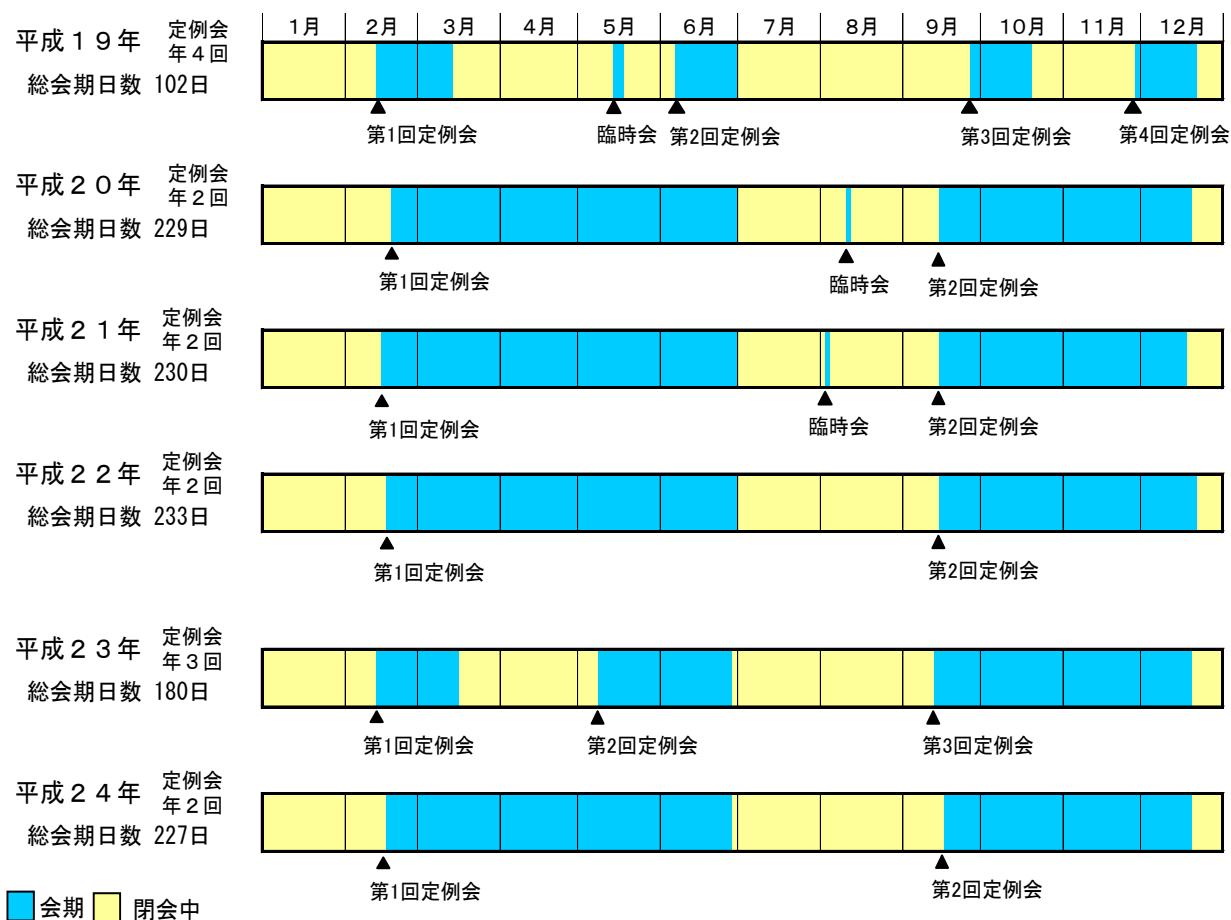
6-1 平成20年～24年の状況

平成20年の定例会の会期は、第1回が2月19日から6月30日までの133日間、第2回が9月16日から12月19日までの95日間で、8月12日に会期を1日とする第1回臨時会を開催したため、年間総会期日数は229日となりました。

その後、年間総会期日数は、平成21年が230日、平成22年が233日となりました。平成23年は議員任期満了の年にあたり、定例会の招集回数を年3回としたため180日、平成24年は年2回で227日となりました。

定例会・臨時会の会期設定状況（平成19年～24年）

会期



本会議・委員会の開催状況等(平成19年～24年)

□	平成19年							平成20年						平成21年						平成22年						平成23年						平成24年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	
日数	29	4	23	23	23	102	263	365	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365	135	98	233	132	365	31	51	98	180	185	365	134	93	227	139	366	
本会議開催日数	7	2	5	5	5	24	—	24	15	1	13	29	—	29	20	1	10	31	—	31	17	12	29	—	29	9	7	14	30	—	30	17	11	28	—	28	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102	105		83	188	17	205	101	2	72	175	16	191	103	84	187	13	200	37	49	75	161	9	170	75	79	154	16	170	
内訳	行政部門別常任委員会	6	7	6	8	9	36	7	43	55		43	98	9	107	55		45	100	2	102	60	49	109	6	115	23	31	43	97	4	101	41	45	86	5	91
	予算決算常任(特別)委員会	2	1	1	2	2	8	6	14	8		11	19	1	20	8	1	10	19	1	20	11	12	23	1	24	4	5	14	23	1	24	5	13	18	1	19
	議会運営委員会	5	2	3	3	4	17	5	22	22		14	36	3	39	25	1	11	37	4	41	25	15	40	2	42	9	9	18	36	2	38	23	15	38	5	43
	特別委員会	2	4	3	5	4	18	5	23	20		15	35	4	39	13		6	19	9	28	7	8	15	4	19	1	4		5	2	7	6	6	12	5	17
委員会参考人数				10	7	17	5	22	13		15	28	13	41	16		8	24	11	35	1	3	4	5	9		8	1	9	1	10	3	5	8	5	13	
公聴会公述人数											2	2		2	5			5		5																	
専決処分(法第179条)件数							3	3																						4	4						

6-2 見直しによる成果

本会議については、年間の開催日数が平成19年の24日に比べて、平成20年及び22年は29日、平成21年は31日、平成23年は30日、平成24年は28日に増加しました。

これは、議案に関する質疑を新設したこと、会期中に随時提出議案を審議したこと等により増加したものです。

このうち、例年は閉会中であつたため知事が専決処分していた年度末の県税条例の一部改正について、3月末が会期中となつたため、平成20年～22年及び24年においては本会議を開催して審議を行いました。

また、会期日数を増やしたことにより、地方自治法第179条の規定に基づく知事の専決処分は、平成19年中は3件であつたものが、平成20年～22年及び24年は皆無となりました。(ただし、平成23年は招集回数を年3回とし、3月後半から4月にかけて閉会したため、補正予算3件、条例改正1件の専決処分が行われました。)

常任委員会については、定例会中の開催回数を前年同時期の2倍に増やしたことにより、委員会での審査・調査に時間的な余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、請願者や学識経験者を参考人として積極的に招致し、県民の意見を審査に反映させることができました。

常任委員会及び特別委員会に招致した参考人数は、開閉会期間を通して平成19年は延べ22人でしたが、平成20年は延べ41人、平成21年は延べ36人と大幅に増加しました。(ただし、平成22年は延べ9人、平成23年は延べ10人、平成24年は延べ13人となりました。)

さらに、平成20年第2回定例会中の常任委員会では52年ぶりに公聴会を開催し、平成21年第1回定例会中の常任委員会でも公聴会を開催し、公述人からの意見を審査に反映させることができました。

このような様々な取組を行ったことにより、全体として充実した審議を行うことができたのではないかと考えています。

7 今後の課題等

会期等の見直しに関しては、今後、次のような課題に取り組んでいく必要があると考えています。

- ① 定例会年2回制の中で、議員間討議や県民参画の機会拡大などの取組を実践し、改善を積み重ねることにより、具体的な成果を挙げていく必要がある。
- ② 会期等の見直しの取組について、様々な手段により県民への広報を積極的に行い、県民の理解と議会に対する信頼を得ていくとともに、さらに県民の参加機会の拡大にも努めていく必要がある。
- ③ 年間議事予定以外に随時に開催する諸会議等の日程確保が難しいため、日程の設定及び調整方法について検討していく必要がある。
- ④ 議会の諸活動の増加に伴い、支援に当たる議会事務局の負担が大きくなっており、事務局態勢を充実する必要がある。

第二部 定例会を年2回制から通年制に

1 はじめに

三重県議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため、平成19年12月に「会期に関する検討プロジェクトチーム」がとりまとめた「会期等の見直しについて（検討結果報告書）」に基づき、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議、委員会等の運営方法の見直しを行いました。

その後、2年を経過した時点で、定例会年2回制導入後の2年間の取組の検証と今後の在り方について検討を行い、平成22年4月に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」がとりまとめた「会期等の見直しに関する検証検討結果報告」に基づき、議員任期満了年の定例会招集回数を3回とし、議案に関する質疑等について運営方法の見直しを行いました。

このような中、平成23年1月には三重県議会議会改革諮問会議から議長あてに最終答申「三重県議会における議会改革のさらなる取組－改革度 No. 1 議会の次への展開－」が提出され、会期のさらなる見直しについて、議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮した上で、通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討を行うこと等が提言されました。

議会改革推進会議では、議会改革諮問会議の最終答申を受け、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめるため、平成23年6月に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、以来13回にわたり会議を開催して議論を重ねました。

検証、検討作業に当たっては、会期等の見直しに関する過去2回の検討と同様に、定例会の招集回数及び会期の設定だけではなく、議事運営のあり方を含めた検証、検討が必要であるとの考え方に立ち、過去2回の結果報告に掲載された項目ごとに、「現行運用状況」の把握と「検討課題等」の抽出を行いました。

その上で、抽出された課題等に対する改善方策について協議、検討を行い、項目ごとに「検証検討結果」として整理しました。

議会改革諮問会議の最終答申で提言された項目については、特に重点的に検証、検討を行ったため、検討項目ごとに最終答申の該当部分を抜粋して提示することとしました。

なお、検証、検討に当たっては、過去2回の検討と同様、次の「会期等の見直しに当たっての基本的な考え方」に留意しました。

- 1 議会の機能を強化するものとなること。
- 2 県民サービスの向上につながること。
- 3 経費の大きな増加とならないこと。

2 会期等のさらなる見直しの概要

2-1 定例会の招集回数及び会期

平成23年1月に、三重県議会議会改革諮問会議から招集回数及び会期について、次のような最終答申を受けました。 **【議会改革諮問会議 最終答申】(抜粋)**

4 会期のさらなる見直し

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

今後は、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案します。この場合、会派や議員の活動を実質的に制約している委員会や各種会議、そして県内・県外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要となります。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会においても議論が進められており、通年制にする場合、次のような課題がありますので、今後、この制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要があります。

<通年議会を採用する場合の検討課題>

①会議のあり方について

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール(例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯)を条例等で定める必要があると考えます。

②専決処分について

通年制を採用した場合、現行の長(知事)の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。

③一事不再議について

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第16条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように、会議規則を見直しておく必要があります。

上記答申を受けて、「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」で、以下の①～④を課題として取り上げました。

① 会期設定をどうするか。会期の設定方法として、先行自治体議会パターンと自治法改正案パターンが考えられる。

※ 先行自治体議会パターン

全国で通年議会を導入済みの自治体議会の会期設定方法で、1月から12月まで（他に4月から3月まで、5月から4月まで等のパターンがある。）を会期として、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び12月を定例会月として、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例会月以外の月は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する。

定例会年4回制時の議事日程をベースとしているため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ない。

※ 自治法改正案パターン

総務省の地方自治法改正案の中で示された会期設定方法で、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例会日）を設定する。知事は、議案等を示して定例会日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から7日以内に会議を開かなければならない。

定例会日以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

なお、地方自治法改正案が提示された当初の段階では、「1月中の特定の日」を会期の始期とし、「毎月1日以上定例会日」に会議を開くこととしていたが、地方制度調査会の意見等を受けて、「1月中の招集」と「毎月1日以上開催」を削除し、より自由度の高い運用が可能となるよう改正案を修正した。

② 会期の始期及び終期をいつにするか。

通年議会の会期設定の事例

- ・ 1月～12月 北海道白老町、宮城県蔵王町、神奈川県開成町、千葉県長生村、長野県軽井沢町、岩手県紫波町、北海道森町、北海道豊浦町、長崎県壱岐市、石川県津幡町、神奈川県寒川町
- ・ 4月～3月 北海道福島町、熊本県御船町、福岡県川崎町
- ・ 3月～2月 長野県小布施町、福島県只見町
- ・ 5月～4月 三重県四日市市、愛知県豊明市

※ 長崎県 平成24年3月16日に条例改正、同年4月施行、会期は5月～3月
栃木県 平成24年3月23日に条例改正、同年4月施行、会期は1月～12月

③ 現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。

④ 通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。

- ・開議・閉議に係るルールの設定
 - 知事からの開議請求の取扱い
- ・専決処分を取扱方法
 - 定例会年2回制の導入後、平成20年～22年は0件、平成23年は4件。
- ・一事不再議の原則を適用しない場合
 - 事情変更をどのような場合に認めるか。会議規則変更の要否。

[参考] 会議規則第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

上記①～④の課題について検討した結果、次に掲げる意見が提出されました。

○通年議会のメリットについて

- ・会期に縛られずに活動できるメリットは大きい。何かあったときに、議会としてすぐに対応できる態勢をとることが必要である。
- ・現行の7月、8月は閉会中であるが、自然災害が発生しやすい時期なので、いつでもすぐに対応できる態勢が必要である。行政監視は、通年で行うべきである。
- ・県民サービスの向上の観点から、災害時等にフレキシブルに対応できる通年議会を導入すべきである。
- ・メリットとして、閉会中は議会が休んでいるという住民の不信感の払拭があげられているが、これは議員が自分自身に問いかけるべきことであり、角度が違う。
- ・住民の不信感に対しては、年2回制のもとで、県民サービスの向上や議会機能の拡充をしっかりとやればよい。

○会期設定について

- ・地方自治法改正案にも通年会期が明示され、通年制への流れができています。通年制で、県民参画を得ながら、議会の権能向上を図るべきである。
- ・県民から見て、閉会中と休会中の違いはわかりにくい。通年議会にすれば、県民から一番わかりやすくなる。
- ・定例会を年4回から年2回に変更した際には、委員会開催方法の見直し等を行ったため、公聴会開催や参考人招致、専決処分等について多くの成果が得られた。現行の年2回制で、議会は十分な活動ができています。
- ・年4回制から年2回制にしたことにより、議会の権能は向上したと思うが、通年制でさらに向上するイメージがわからない。メリ張りも必要である。

○議員活動について

- ・議員活動は、地元での活動が多くなる。閉会中は地元課題に対応しやすいので、会期の区切りは必要である。

- ・ 県外・海外調査はまとまった期間が必要となるため、閉会中の方がやりやすい。

○ 常任委員会の活動について

- ・ 継続調査により、閉会中も常任委員会は活動できる。常任委員会を通年化して、閉会中に調査したことを委員長報告すればよい。

以上の検討結果を踏まえ、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うことを託された「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」として、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について、次のとおり提言を行いました。

東日本大震災や紀伊半島大水害など、未曾有の大災害に際して顕著になったように、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」は、議会として非常に重要である。

年間を通して議会活動が可能となる通年制は、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上につながることから、三重県議会として、通年議会を導入することが適当と考える。

しかしながら、会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当と考える。

また、会期の設定については、先行自治体議会パターンを採用し、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るのではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。

なお、議員任期満了の年については、定例会の招集回数を年2回とし、第1回の始期を1月、終期を4月、第2回の始期を5月、終期を12月とすることが適当と考える。

また、④通年議会を採用する場合の検討課題については、次のように対応することを提案しました。

ア 開議・閉議に係るルールの設定について

会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は7日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。地方自治法改正案にも同様の規定が用意されている。

イ 専決処分取扱方法

通年議会を導入した場合、原則として専決処分の要件は適用されなくなるため、緊急の議案等を審議すべき場合は、アに示した開議のルールにより、知事から開議請求

を行うことにより対応する。

ウ 一事不再議の原則を適用しない場合

通年議会においても一事不再議の原則が適用されるが、議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情が変更したと認められる場合には、議会運営委員会において協議のうえ、事情変更の原則を適用する。事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。

なお、事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必要がある。

以下、同様に2-2、2-3、2-4、2-5と会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果を、項目ごとに整理する。

2-2 **本会議の運営方法等**

1 招集日等の日程調整

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行部と調整を行い、6月及び12月の議会運営委員会で、向こう1年間の「年間議事予定（案）」を協議、決定し、公表していることから、現行の取り扱いのままとする。

2 議案、請願等審査の方法

随時提出議案の審議については、提出日から採決日まで最低3日間の審議日数を確保するとともに、急施を要する議案のうち開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急遽開催して審議を行うなど、柔軟な取扱いを行っている。

本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化すること等が検討されましたが、現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能なため、必要に応じて質疑を行えばよいとされ、委員会における議員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度は不要とする。

また、請願及び陳情の提出期限は、現行の年4回を維持することとし、一事不再議の原則は適用されないこと、審査も現行の年4回、所管常任委員会ですることとされました。また、処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として所管常任委員会に報告を求め調査を行うこととする。

3 質疑と質問の分離

平成20年から「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離し、上程議案に関する質疑の機会を設けている。

本会議での発言議員数の内訳（平成19年～23年）

□	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
発言議員数	14	1	18	25	21	79	66		63	129	59		49	108
内 訳	議案質疑						12		11	23	13		7	20
	代表質問	2		2			4	2	3	5	3		2	5
	一般質問	10		10	13	13	46	26	26	52	30		22	52
	関連質問	2		3	6	2	13	10	7	17	7		10	17
	討論		1	3	6	6	16	16	16	32	6		8	14

□	平成22年			平成23年				
	第1回 定例会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	計	
発言議員数	61	58	119	35	15	47	97	
内 訳	議案質疑	12	14	26	9	3	10	22
	代表質問	2	2	4	2	2	2	6
	一般質問	29	22	51	16	9	26	51
	関連質問	15	8	23	4	1	4	9
討論	3	12	15	4		5	9	

議案に関する質疑は必要であり、現行どおり、質疑と一般質問は明確に分離して行うこととする。

4 議案に関する質疑の方法

定例月会議初日に提出される議案に関する質疑は一般質問実施前に行い、定例月会議の初日以外の時期に提出される議案に関する質疑については、提案説明後又は議案聴取会終了後に行う現行どおりの取り扱いとする。また、発言通告は質疑日の前々日（休日を除く。）の午後5時、質疑時間は答弁を含めて1人15分程度とした現行どおりの取り扱いとする。

質疑議員 平成20年23人 平成21年20人 平成22年26人 平成23年22人

5 県政に対する質問の方法

代表質問及び一般質問については、現行どおりの取り扱いとするが、質問方法を多様化し、議会の機能を強化する観点から、定例月会議の期間を除く期間において、議員一人当たり1回、1件の文書による質問ができることとする。

6 出席を求める説明員の範囲

議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せ行う本会議には、議会の構成等に関する審議時には、説明員の出席を求めず、当該議事が終了後暫時休憩し、説明員の出席を求めて議案等の審議を行うこととし、開会日、議案上程日等の提案説明時には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定する等、現行どおりの取り扱いとする。

7 議会への提出資料について

常任委員会の提出資料は事前に配付されているが、議案聴取会、全員協議会等の資料は、会議当日に配付されており、審査、調査の内容を充実させるため、事前配付が必要であるが、全員協議会の配付資料について、対応可能なものから始めることとし、議案聴取会の開催日及び配付資料の取扱いについては、当分の間、現行どおりとする。

8 休会日における執行部の対応について

委員会等開催日を除く休会日における執行部幹部職員の議会对応については、現行どおり従来の閉会中と同様の取扱いとする。

9 会議録の調製について

現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるため、発言の取消し又は訂正の時期を、会期中の発言から30日以内に限ることとし、会議録が調整・配付されるまでの間は議会ホームページに掲載する会議録暫定版を活用する。

2-3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

常任委員会では委員改選後に年間活動計画を作成し、特別委員会では委員会設置後に活動計画を作成しているため、現行どおりの取り扱いとする。

2 所管事項概要説明

5月下旬に実施している各常任委員会における所管事項概要説明では、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、定例月会議の中で開催される委員会で行う現行どおりの取り扱いとする。

3 常任委員会開催日数の増加

重要議案や賛否が分かれる議案、請願等について、審査日程の増加、弾力化等を検討したが、定例開催する行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む。）の議案等審査及び所管事項調査については、1日1部局の審査・調査とし、1委員会当たり2日間開催し、3委員会を同日開催する現行どおりの取り扱いとする。

4 常任委員会等の審査・調査の方法

参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行っていることについては、現行どおりの取り扱いと

する。

委員長報告で特に言及した事項については委員長の判断により、附帯決議を行った事項については原則として、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告を求めることとする。

請願・陳情の審査については、現行どおりの取り扱いとする。

5 出席を求める説明員の範囲

行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）には、部局長、副部长、次長、課長等が出席し、所管部局以外の職員に出席を求める場合には、出席時間帯を限定する等、現行どおり必要最小限の出席をもとめることとする。

6 委員会の県内・県外調査

県外調査について、政務調査費を活用した各委員や各会派の調査への移行が検討されましたが、県外調査について、現行では「実施することができる」規定とされており、必要性について委員会で十分協議のうえ実施することとする。また、県内調査については現行どおりの取り扱いとする。

2-4 **本会議、委員会等の開催経費等**

費用弁償の支給対象は、本会議、委員会、協議等の場（代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議及び各派世話人会）、検討会等とされており、平成 23 年 1 月から登庁に係る公務雑費（3,000 円）を廃止している。

本会議や委員会等の開催回数が多くなり開催経費が増大したとしても、それに見合った活動を行うことで説明責任を果たすこととし、十分な審査・調査が行えるよう、1日に多くの会議を入れずにできるだけ余裕のある議事日程とする。

2-5 **議会と知事との協議**

平成 21 年 11 月 9 日に、戦略計画等の議決に関し、議会と知事との意見交換を行いました。協議の方法はルール化されていない。

今後、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議することとし、協議の場を制度化するのではなく、協議の必要があれば、その都度、代表者会議等でその取扱いを検討する。

3 通年議会の導入

会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告を受け、平成24年10月に三重県議会定例会の招集回数に関する条例を改正し、平成25年から通年議会を導入しました。

平成25年定例会の会期は、1月17日から12月20日までの338日間です。

なお、通年議会の導入に当たっては、三重県議会会議規則を改正するとともに、議会運営委員会で申合せ事項を決定しました。

1 三重県議会会議規則の改正

(1) 一事不再議に関する規定の整備（第16条）

議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情の変更があったと認められる場合には、一事不再議の原則を適用しない旨を明らかにするため、「ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。」を追加しました。

(2) 発言の取消し又は訂正に関する規定の整備（第47条）

会期中であればいつでも発言を取り消すことができるとすると、会議録の作成やホームページにおける会議録の公開に支障が生ずるおそれがあることから、発言の取消し及び訂正ができる期間を、「発言から30日以内に」限定しました。

2 通年議会の実施に係る議会運営委員会の申合せ事項（平成24年11月14日議運決定）

1 目的

この申合せは、通年議会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

定例会の会期は、毎年1月から12月までとする。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の会期は、第1回定例会を1月から4月までとし、第2回定例会を5月から12月までとする。

3 本会議

- (1) 本会議は、2月、6月、9月及び11月（以下「定例月」という。）に定例的に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。
- (2) 知事から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は、当該請求のあった日から7日以内に本会議を再開するものとする。

4 本会議の呼称

- (1) 定例会は、開会する年を冠して「平成〇〇年三重県議会定例会」と呼称する。ただし、

議員の任期満了による一般選挙が行われる年は、「平成〇〇年第1回三重県議会定例会」及び「平成〇〇年第2回三重県議会定例会」と呼称する。

(2) 各本会議は、次のとおり呼称する。

①開会会議 定例会の招集により、1月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を含む。）

「平成〇〇年三重県議会定例会開会会議」

②定例会会議 2月、6月、9月及び11月に定例的に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会〇月定例会会議」

③3月会議 税制改正関連の条例案等の審議のため3月末に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会3月会議」

④5月会議 役員選出等のため5月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を除く。）

「平成〇〇年三重県議会定例会5月会議」

⑤緊急会議 開会会議、定例会会議、3月会議及び5月会議以外に緊急に必要なが生じた際に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会第〇回緊急会議」

5 議案等の番号

(1) 議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

(2) 知事から提出される議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

6 議事日程

議事日程は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

7 事情変更の原則の取扱い

事情変更の有無については、議会運営委員会において事例ごとに協議し、判断を行うものとする。

8 会議録

会議録は、定例会会議の採決日を区切りとして、年に4回調製し、議会ホームページに登載する。ただし、会議録の印刷製本（磁気ディスクの作成を含む。）は、定例会ごとに行う。

資料

○「会期に関する検討プロジェクトチーム」の調査・検討の経過

平成19年 5月31日	代表者会議 ・会期見直し等について議会改革推進会議で検討することを決定
6月29日	議会改革推進会議総会 ・会期に関する検討プロジェクトチームを設置
6月29日	第1回会期に関する検討プロジェクト会議 ・正副座長の選任、今後の進め方について
8月2日	第2回会期に関する検討プロジェクト会議 ・現状と課題、他議会事例、必要性、今後の進め方等について
9月5日	第3回会期に関する検討プロジェクト会議 ・国会の会期等、公聴会制度、正副座長試案について
9月11日	第4回会期に関する検討プロジェクト会議 ・経費の試算、執行部の意見、会期等の見直し検討案について
10月2日	第5回会期に関する検討プロジェクト会議 ・休会制度、見直しに係る各会派の意見集約結果について
10月5日	第6回会期に関する検討プロジェクト会議 ・各会派の意見集約結果、中間案のとりまとめについて
10月16日	第7回会期に関する検討プロジェクト会議 ・中間案のとりまとめ、今後の検討課題について
10月19日	議会改革推進会議総会 ・会期に関する検討プロジェクトチームから中間案を説明
11月2日	会期に関する検討プロジェクトチームと知事との意見交換会 ・中間案及び知事からの協議事項について
11月6日	第8回会期に関する検討プロジェクト会議 ・費用弁償、本会議の運営方法等について
11月28日	第9回会期に関する検討プロジェクト会議 ・本会議及び委員会の運営方法について
12月5日	第10回会期に関する検討プロジェクト会議 ・本会議の運営方法、条例案について
12月11日	第11回会期に関する検討プロジェクト会議 ・県民からの意見、最終案のとりまとめについて
12月18日	議会改革推進会議総会で最終案を説明
12月19日	代表者会議で最終案を説明

会期に関する検討プロジェクトチームの設置について

(平成 19 年 6 月 29 日 三重県議会議会改革推進会議決定)

先の代表者会議において、本県議会の会期に関する検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期に関する検討」プロジェクトチーム

2 目的

会期に関する諸問題について調査、検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

- ・議会改革推進会議会長と 9 名（新政みえ 4、自民・無 3、他会派 2）の委員で構成する。
- ・委員から正副座長を選出する。

4 その他

検討方法、スケジュール、正副座長選出等の詳細は、発足後にプロジェクトチームにおいて定める。

会期に関する検討プロジェクトチーム名簿

会 長	岩 名 秀 樹	(未来塾)
座 長	萩 野 虔 一	(新政みえ)
副座長	山 本 勝	(自民・無所属議員団)
委 員	中 川 康 洋	(公明党)
委 員	稲 垣 昭 義	(新政みえ)
委 員	前 田 剛 志	(新政みえ)
委 員	前 野 和 美	(自民・無所属議員団)
委 員	森 本 繁 史	(自民党青雲会県議団)
委 員	三 谷 哲 央	(新政みえ)
委 員	永 田 正 巳	(自民・無所属議員団)

○ 「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の検証検討の経過

- 平成 21 年 12 月 9 日 **代表者会議**
- ・会期等の見直しに関して、議会改革推進会議において検証検討を行うことを決定
- 12 月 14 日 **議会改革推進会議総会**
- ・会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置
- 12 月 18 日 **第 1 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・正副座長の選出について
 - ・今後の進め方及び次回の日程について
- 平成 22 年 1 月 25 日 **第 2 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・検証・検討の進め方について
 - ・運用状況等の把握について
 - ・課題、問題点の抽出について（正副座長案）
- 2 月 17 日 **第 3 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・執行部からの意見聴取について
 - ・課題、問題点の抽出と改善策について（会派意見）
- 3 月 3 日 **第 4 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・課題、問題点に対する改善策について（正副座長案）
- 3 月 16 日 **議会改革諮問会議委員との意見交換会**
- ・会期等の見直しに関する検証検討について
- 3 月 18 日 **第 5 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・課題、問題点に対する改善策について（会派意見）
- 3 月 29 日 **第 6 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）について
- 4 月 21 日 **第 7 回会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議**
- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）に対する執行部からの意見聴取について
- 5 月 7 日 **議会改革推進会議役員会**
- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（最終案）について
- 5 月 10 日 **代表者会議**
- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（最終案）について

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置について

(平成 21 年 12 月 14 日 三重県議会議会改革推進会議役員会決定)

平成 21 年 12 月 9 日の代表者会議で、会期等の見直しに係る検証及び検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等の見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

- ・ 9 名の委員で構成する。(新政みえ 3、自民みらい 3、日本共産党三重県議団 1、公明党 1、「想造」 1)
- ・ 委員から正副座長を選出する。

4 その他

検討方法、スケジュール、正副座長選出等の詳細は、発足後にプロジェクト会議において定める。

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員名簿

座長	萩野 虔一	(新政みえ)
副座長	山本 勝	(自民みらい)
委員	津村 衛	(新政みえ)
委員	中川 康洋	(公明党)
委員	青木 謙順	(自民みらい)
委員	日沖 正信	(新政みえ)
委員	貝増 吉郎	(自民みらい)
委員	萩原 量吉	(日本共産党三重県議団)
委員	藤田 正美	(「想造」)

○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の検証検討の経過

平成 23 年 6 月 14 日 議会改革推進会議役員会

- ・会期等の見直しをプロジェクト会議において検証検討を行うことを決定

6 月 24 日 議会改革推進会議役員会

- ・会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置

7 月 15 日 第 1 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・過去の検証検討結果、議会改革諮問会議最終答申、今後の進め方について

9 月 29 日 第 2 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・通年議会の検討課題、全国の取組状況、地方自治法の一部改正案について

11 月 7 日 第 3 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検討課題等の抽出について

12 月 7 日 第 4 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検討課題等に関する各委員の意見等について

12 月 14 日 第 5 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検討課題等に関する各委員の意見等について

平成 24 年 1 月 10 日 第 6 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・四日市市議会における通年議会の取組について

2 月 20 日 第 7 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・地方議会の会期制度について（大山礼子駒澤大学教授の講演）

2 月 29 日 第 8 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・定例会の招集回数及び会期設定の在り方について

3 月 13 日 第 9 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検証検討結果報告の中間案（素案）について

3 月 30 日 第 10 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検証検討結果報告（中間案）に対する会派意見について

4 月 19 日 第 11 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・検証検討結果報告（中間案）に対する執行部の意見聴取について

6 月 21 日 第 12 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・招集回数及び会期設定の在り方、中間案に対する執行部意見等について

7 月 13 日 第 13 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議

- ・執行部の意見聴取、検証検討結果報告（最終案）、条例改正案について

9 月 28 日 議会改革推進会議総会で最終案を説明

10 月 12 日 代表者会議で最終案を説明

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置について

(平成 23 年 6 月 24 日 三重県議会議会改革推進会議役員会決定)

平成 23 年 6 月 14 日の議会改革推進会議役員会で、会期等の見直しに係る検証及び検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

○ 9 名の委員で構成する。

(新政みえ 4 名、自民みらい 4 名、少数会派 1 名)

○ 正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は杉本熊野議員、副座長は自民みらいから)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員名簿

座長	杉本熊野	(新政みえ)
副座長	津田健児	(自民みらい)
委員	小島智子	(新政みえ)
委員	東豊	(鷹山)
委員	津村衛	(新政みえ)
委員	小林正人	(自民みらい)
委員	舘直人	(新政みえ)
委員	水谷隆	(自民みらい)
委員	岩田隆嘉	(自民みらい)